



里庄町からのお知らせ



こんなはずじゃあ…

不用品買い取りのはずが…

貴金属を買い取られた！

【事例】



「どんなものでもいいから女性用衣類を売ってほしい」と女性から電話があり、来訪を承諾した。後日、男性の来訪があり、着物類を見せたが「**アクセサリ**や**金貨**はないか」とせかされ、慌てて母の形見や亡夫からもらった指輪などの**貴金属**を出した。すると、合計1200円の明細書とお金を渡され、物品を**持ち帰られた**。貴金属を出してしまったことを後悔している。取り戻したい。
(70歳代 女性)

【対策】

- 買い取り事業者が、事前に買い取りを**承諾していない物品**を突然売るように要求したり、消費者の自宅を**突然訪問**して勧誘したりすることは**禁止**されています。売るつもりのない貴金属等の売却を迫られても、物品を見せず、**きっぱり断りましょう**。
- 必ず**契約書**を受け取り、すぐに物品の種類、買い取り価格、買い取り業者の名称、連絡先などを**確認**しましょう。
- 買い取り業者の訪問を受ける場合は、できるだけ**一人で対応せず**、信頼できる人に**同席**してもらいましょう。
- **クーリング・オフ**できる場合があります。

対応に困ったときや、少しでもおかしいと感じた場合、よく分からない場合は、**早め**に下記の**消費生活相談窓口**等にご相談ください。



消費者庁イラスト集より

里庄町企画商工課 0865-64-3114
 岡山県消費生活センター 086-226-0999(月曜日は休み)
 消費者ホットライン 188 (イ・ヤ・ヤ)

